

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第54号）（元離宮二条城事務所）

本丸御殿の供用を開始することに伴い、その供用に関し必要な事項を定めるとともに規定を整備する必要があるため、次のとおり新たに本丸御殿観覧料等について定めるとしました。

1 本丸御殿観覧料の新設

現行の入城料及び二之丸御殿観覧料に加えて、本丸御殿観覧料を定めることとしました。

区 分		単 位	本丸御殿観覧料（1人につき）
一般	個人	1回	円 1,000
小学校の児童		1回	200
中学校及び高等学校の生徒 並びに高等専門学校の学生		1回	300

※ 一般個人に係る料金のうち、1年を単位とするものは、入城料、二之丸御殿に加え、新たに本丸御殿も対象とし、料金は現行の2,600円に据え置くこととしました。

2 本丸御殿を供用しない日（観覧休止日）の新設

施設維持管理のため、本丸御殿を供用しない日を次のとおり定めることとしました。

- (1) 毎月第3月曜日（休日に当たる場合を除く。）及び第3月曜日の翌日（休日に当たる場合を除く。）
- (2) 1月1日～同月3日及び12月26日～同月31日

この条例は令和6年9月1日から施行することとしました。

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第54号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例

京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(開城時間及び休城日)

第2条 元離宮二条城（以下「二条城」という。）の開城時間及び休城日（二之丸御殿及び本丸御殿を供用しない日を含む。）は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第3条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「二之丸御殿を」を「二之丸御殿又は本丸御殿を」に、「別表」を「別表第2」に改め、「二之丸御殿観覧料」の右に「又は本丸御殿観覧料」を加え、同条第3項中「二之丸御殿観覧料」の右に「及び本丸御殿観覧料」を加え、同条第4項中「別表」を「別表第2」に、「及び二之丸御殿観覧料」を「、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に改め、「二之丸御殿観覧料」の右に「及び本丸御殿観覧料」を加え、同条第6項中「第5項」を「前項」に改め、「二之丸御殿観覧料」の右に「、本丸御殿観覧料」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「及び二之丸御殿観覧料」を「、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料」に改める。

第4条本文中「二之丸御殿観覧料」の右に「、本丸御殿観覧料」を加える。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分	単 位	入 城 料 (1人につき)	二之丸御殿観覧料 (1人につき)	本丸御殿観覧料 (1人につき)
一 般	個 人	1回	800	1,000
		1年	2,600	
	団 体	1回	700	400
小 学 校 の 児 童	1回		300	200
中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒 並 び に 高 等 専 門 学 校 の 学 生	1回		400	300

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

区 分	開 城 時 間	休 城 日
二之丸御殿及 び本丸御殿以 外の施設	午前8時45分から 午後5時まで	12月29日から同月31日まで
二之丸御殿		1月、7月、8月及び12月の火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月26日から同月31日まで
本丸御殿		毎月の第3月曜日（休日に当たる場合を除く。）及び第3月曜日の翌日（休日に当たる場合を除く。）並びに1月1日から同月3日まで及び12月26日から同月31日まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市元離宮二条城条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による本丸御殿観覧料並びに単位を1年とする入城料、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料の徴収その他本丸御殿を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正前の京都市元離宮二条城条例の規定に基づき単位を1年とする入城料及び二之丸御殿観覧料を納入した者は、その納入により入城し、及び二之丸御殿を観覧することができる期間は、改正後の条例の規定に基づき単位を1年とする入城料、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料を納入した者とみなす。

（元離宮二条城事務所）